

平成 17 年 11 月 4 日
石原産業株式会社

コンプライアンス体制再構築の件

当社製品フェロシルトに関連して、関係行政ご当局、フェロシルトを使用した地域の皆様並びに当社を取り巻くステークホルダーの方々には多大なご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社はコンプライアンスの重要性に鑑み、企業理念に基づく業務運営を実践するための「行動規範」を制定し、法令遵守を徹底させ、公平、公正な企業活動と高い企業倫理を保つことを目指してまいりました。しかしながら、工場における技術部門の長が予想もしない法令無視のモラル・ハザードに陥り、現場の従業員も不正に対するリスク評価が甘くなるなど、当社のコンプライアンス制度が「形」はあるものの、十分機能しておらず、問題を発見することができなかったという誠に遺憾な事態となりました。

今回の問題を真摯に受け止め反省し、ここに改めて企業理念に基づく企業活動をより徹底し、社会からの信頼なくして企業は存立できないという基本に立ち返り、企業としての責任を果たし、社会に貢献しよう、コンプライアンス最優先とコンプライアンス違反の早期発見報告を骨子として再発防止に向けた下記の事項に取り組みます。

私たち石原産業グループは、コンプライアンスと自己責任に基づいた企業活動を目指してまいり所存でありますので、宜しくご理解賜りますようお願い申し上げます。

<コンプライアンス宣言>

当社の経営の基本使命は、「社会」、「生命」、「環境」に貢献するため、科学の進化に取り組むという企業理念のもと、無機、有機の特徴ある分野において、多様な顧客ニーズに対応した、環境にやさしく、高品質で満足していただける商品を提供していくこととあります。これを実践するために事業活動のあらゆる局面において高い企業倫理を保ち、法令・ルールや社会規範を遵守するコンプライアンスの最優先する企業経営を推進することを広く社内外に宣言します。

法令・ルールや社会規範を守ることが、企業として事業を行なっていくための第一条件であります。今回の事件を省み、企業は社会からの信頼なくしては成り立たず、市場からの退場をも余儀なくされるということを当社グループ構成員の一人ひとりが肝に銘じ、社会からの信頼回復に向けて日々の業務を遂行する中で法令・ルールや社会規範の遵守をしっかりと職場に根付かせてまいります。

当社グループの構成員は、この趣旨を理解し、自らの行動を厳しく律し、良き企業市民として社会的責任を果たせるよう、一丸となって取り組んでまいりま

す。

この基盤として従来のコンプライアンス体制を大幅に強化し、加えて透明性の高い経営を実践してまいり所存でありますので、関係各位の皆様のご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、コンプライアンスの徹底のための今後の当社の具体的な取り組み状況については、ホームページで適宜、情報開示してまいります。

- ・ 法令・ルールや社会規範の遵守 ... 正義の法則のもとに公正を尊び、法令を遵守するとともに社会規範を守った企業活動を行います。
- ・ 良き企業市民としての行動 ... 良き企業市民として高い社会倫理を保ち、良識と責任をもって行動します。
- ・ 環境保全、安全衛生の確保 ... より良い地球環境づくりに貢献するため、環境保全と安全衛生の確保を第一義とした企業活動を行います。

石原産業株式会社
取締役社長 田村 藤夫

記

再発防止に向けたコンプライアンス体制の再構築

1) コンプライアンス統括役員の任命とコンプライアンス委員会の設置

当社が再スタートするに当たり行動規範の精神に基づいたコンプライアンス重視の経営を確実に実践いたします。

当社グループ全体のコンプライアンスに関する責任者として石原産業取締役会が「コンプライアンス統括役員（以下、CCO；チ・コンプライアンス・オフィサー）」を任命します。

CCOは、自らが委員長となって社外弁護士、監査役及び各部門責任者から構成される、コンプライアンス最優先の経営の監督・支援を目的としたコンプライアンス委員会をあらたに設置します。

コンプライアンス委員会の役割りは、次の通り。

- ）コンプライアンスに関わる重要事項及び外部公開の是非について審議し、CCOに提言・勧告する。
- ）法令遵守・社会倫理の考え方を構成員一同に徹底させ、コンプライアンス経営の維持、向上、推進を図る。本委員会の下に事務局を設

置し、コンプライアンス経営を周知徹底のための教育、啓蒙等の必要な施策を実施する。

2) 通報制度に基づき通報を受けた場合は、直ちに内部監査室に事態の調査を依頼し、対応案と再発防止案を策定のうえ CCO に提言・勧告し、CCO が関係部門へ改善を勧告する。

企業を取り巻く法的環境の変革が激化する中、企業経営における法的リスクの検討がますます重要になっております。新たな法的検討課題に直面する場面に相談できる部署や的確に対応できる部署が身近になかったことの反省から、主要事業地に顧問弁護士を配置し、相談体制を整備します。また、事業地、各関係会社にコンプライアンス推進責任者と担当者を置き、各々の事業地等におけるコンプライアンスに関する教育、啓蒙などを実施する。

社会からの信頼を失うような過ちを二度と起こさぬよう行動規範を遵守することについて構成員一人ひとりからコンプライアンス誓約書を提出させ、「日常、仕事や行動で判断に迷ったら、まず、行動規範に沿った判断、行動をとる」ことの意識付けを図る。行動規範の規程に違反した場合は、その内容と程度に応じ会社の就業規則に基づく懲戒処分の対象(解雇を含む)となること、また行動規範に違反する事実を知って放置した場合も同様の責任を負うこととした懲罰規定の強化を行なう。

2) 通報制度の機能強化

企業活動に伴うリスクの早期発見を促し、重大な問題を未然に防ぐことをめざして、通報制度の機能を強化します。職場のなかで法令・ル-ルや社会規範などに違反するような問題点、あるいは違反に該当する恐れがあるものについて、何らかの理由により通常の職制ラインを通じて報告できない場合の報告・相談を受け付ける従来の通報制度(受付窓口は現在人事部となっているが、コンプライアンス委員会事務局に移管)に加え、社外弁護士の受付窓口をあらたに設けます。

全ての構成員は、自己の所属する部署であるか否かを問わず、社内において行動規範の違反またはそのおそれがある場合は、直ちにこの制度で通報する義務を負います。また、従来の通報制度では通報ができるのは構成員だけでしたが、当社のコンプライアンス違反行為に関しては、当社の構成員の他、その家族および取引先等、当社の事業に何らかの関係がある全ての方々が通報を行うことができるものとします。

通報により受け付けた内容は、コンプライアンス委員会が内部監査室へ調査を依頼し、十分な調査、検討を行います。尚、社外弁護士に通報した場合は、匿名性を確保し、かつ通報者が不利益を被らないよう十分配慮します。

3) 内部監査室の設置

通常の業務執行部門とは独立した専門的な機能を有する内部監査室を社長直轄の下にあらたに設置します。

会社の経営目標を達成するためには、各業務が法令・ル - ルや社会規範、社内規定に基づき不正や誤謬がなく効率的に運営され、また会社の保有する資産が適切に管理されていることを確保する内部統制を充実させることが重要であります。内部監査の実施により、「財務報告の信頼性」はもちろんのこと、日常業務の責任分担や報告体制、業務手順の浸透を確認することにより「業務の効率性」をチェックし、不正・誤謬を未然に防ぎ、組織のパフォーマンスをチェックし、業務改善につなぐこととします。

しかしながら、違反行為は当事者によって隠されるケースが多く、その当事者や職場に日常的に接していない者が把握するのが困難なため、各部門に法律の遵守事項を明示させ、組織の責任者が説明責任を果たすことを義務付けます。そのうえで、内部監査室が全部門を対象にその管理状態が適切に運営されているかどうかを定期的に業務監査を実施し、監査結果を社長へ報告するとともに、被監査部門に対し、改善事項の指摘・指導を行います。

監査の頻度等については、各部門で実施するリスクアセスメントの結果を踏まえ、各々のリスクの重要性を判断の上、決定することとします。

尚、各事業部門内に自己監査制度を設け、自己監査の内容・方法は内部監査室の指示と指導の下で実施し、内部監査室の内部監査制度を補完します。

4) コンプライアンス違反への対応

構成員によるコンプライアンス違反が発生、またはそのおそれがあるときは、内部監査室が直ちに調査を行い、その結果をコンプライアンス委員会に報告し、コンプライアンス委員会においてその対応を図ります。事実関係が明確になった時点で、必要に応じて関係官庁への事態の届出、社会への情報公開を行います。

再度、同様な事案が起きないように CCO は関係する構成員または部門等へ対応策と再発防止策を提言・勧告します。提言・勧告を受けた関係する構成員または部門等は、対応策と再発防止策について誠実に履行し、CCO はその取り組みと実施状況について報告を求めるとともに、内部監査室が対応策と再発防止策が確実に実施され、定着しているかどうかについて一定期間後にフォロー - 監査を実施します。

以上